

実績評価書

平成16年7月

政策体系	番号	
基本目標	7	利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること
施策目標	3	社会福祉サービスを支える人材養成、利用者保護等の基盤整備を図ること
	I	社会福祉事業に従事する人材の養成確保を推進することにより、より質の高い福祉サービスの提供がなされる基盤を整備すること
担当部局・課	主管部局・課	社会・援護局福祉基盤課
	関係部局・課	

1. 施策目標に関する実績の状況

実績目標1	社会福祉士及び介護福祉士の着実な養成を図ること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
質の高い福祉サービス等の提供を図るために、養成施設の指定、国家試験の実施等を行うこと。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
社会福祉士登録者数(人)	18,375	24,006	29,979	38,157	48,409
(備考)					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
介護福祉士登録者数(人)	167,322	210,732	255,953	300,627	351,267
(備考)					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
社会福祉施設に従事する介護職員に占める介護福祉士の割合(%)	—	36.2%	—	—	集計中
(備考)					
3年ごとの統計である。なお、H15年度については、現在集計中。					
実績目標2	社会福祉事業従事者に対する福利厚生事業を福利厚生センターにおいて実施すること				
(実績目標を達成するための手段の概要)					
社会福祉事業従事者に対する福利厚生を充実すること。					
(評価指標)	H11	H12	H13	H14	H15
福利厚生センター加入者数(人)	132,275	138,390	150,062	162,372	166,337
(備考)					
平成15年度福利厚生センター事業報告書による。					

2. 評価

(1) 現状分析

現状分析

近年、少子高齢化の進展により福祉人材への期待が高まってきているが、特に介護保険制度や支援費制度の施行等により、利用者のニーズに的確に応えられる高い理論と技術を修得した優れた福祉人材が必要とされるとともに、福祉現場の中心的役割を担う社会福祉士及び介護福祉士には福祉の現場をリードする高い資質が求められている。

平成 16 年 3 月末現在、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数は、社会福祉士が 48,409 人、介護福祉士が 351,267 人となり、着実に増加してきている。また、社会福祉施設における介護職員に占める介護福祉士の資格保有者数の割合が増加し（平成 9 年度 33.3%であったものが平成 12 年度 36.2%となっている。）、社会福祉現場における質の高い福祉人材の確保が進んでいる。

(2) 評価結果

政策手段の有効性の評価

介護保険制度及び支援費制度の施行等に伴い、より質の高い福祉サービスを提供できる福祉人材の養成確保や、定着率確保のための福利厚生の実施は重要な課題となっている。

福祉人材の養成確保のために、養成施設の新たな指定を行い、例えば平成元年と比べ平成 16 年では社会福祉士養成施設の課程数が 7.7 倍となるとともに、国家試験の改善や介護教員講習会の受講の必修化によって、福祉人材の質の向上にも取り組んでおり、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数は順調に増加傾向で推移していることから、これらの事業は、社会福祉士、介護福祉士の着実な養成の手段として効果的な手段である。

また、福利厚生センター加入者数が増加しており、社会福祉事業従事者に対する福利厚生の実施も図られている。

政策手段の効率性の評価

養成施設による人材養成と精度の高い国家試験による質の高い人材の確保、社会福祉事業従事者の福利厚生の実施を図る等、施策を連続的・総合的な実施することにより、施策目標の達成に向けて効率的に施策が実施されている。

総合的な評価

介護保険制度及び支援費制度の施行等に伴い、従前にも増して良質な福祉サービスを提供できる質の高い福祉人材の育成・確保が求められてきている。

これらに応えるため、新規養成施設の指定や修学資金補助制度等を行うとともに、介護教員養成講習会の受講の必修化、福利厚生センターの加入促進等の取組が行われ、その結果、社会福祉士及び介護福祉士の登録者数、福利厚生センターの加入者数は着実に伸びており、目標の達成に向け進展があった。

評価結果分類	分析分類
③	②

3. 特記事項

- ①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項
なし。
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
なし。
- ③総務省による行政評価・監視等の状況
なし。
- ④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）
なし。
- ⑤会計検査院による指摘
なし。